

令和5年度  
第1回

# 江東区総合教育会議議事録

令和5年9月12日（火）

江東区教育委員会

令和5年度 第1回江東区総合教育会議 議事録

- 1 開会年月日 令和5年9月12日（火）午後2時00分
- 2 閉会年月日 令和5年9月12日（火）午後3時42分
- 3 開会場所 江東区文化センター4階 第2、第3会議室
- 4 出席委員 区長 木村弥生  
教育委員 本多健一朗（教育長）、本田和恵  
安部敏啓、鈴木清人、浅野美智子
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長  
星名庶務課長、西尾学校施設課長、太田整備担当課長  
賀来学務課長、飯塚指導室長、木内教育支援課長  
笠間地域教育課長、榎本江東図書館長、関戸深川図書館長  
長尾政策経営部長、大塚企画課長、鈴木統括指導主事  
土橋統括指導主事

6 議題

- 1 令和4年度江東区教育施策の取組状況について
- 2 学校における働き方改革の取り組みについて

7 審議概要

杉村教育委員会事務局次長 それでは、ただいまより令和5年度第1回江東区総合教育会議を開会いたします。

早速でございますけれども、開会に当たりまして、主宰者であります木村区長より御挨拶をお願いいたします。

木 村 区 長 皆様こんにちは。本日は御多忙の中、総合教育会議に御参集を賜りましてありがとうございます。

皆様御承知のとおり、3年にわたり続きましたコロナ禍が落ち着きまして、時代の転換期を迎え、区の教育環境においても社会情勢の変化に合わせた対応が引き続き求められている状況でございます。

そのような中で、教育委員の皆様方には、日頃より江東区の教育の充実・発展のために御尽力いただきまして誠にありがとうございます。

この会議では、平成27年度に設置して以来、多岐にわたる課題について議論してまいりました。

本日の総合教育会議におきましては、令和4年度における江東区教育施策の取組状況のほか、学校現場での働き方改革の取組について議論を

してまいります。

江東区の未来を担う子どもたちが笑顔ですくすくと学び成長できる「こどもまんなか江東区」を実現するためにも有意義な機会にしたいと思っておりますので、皆様の御協力をお願いし、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

杉村教育委員会事務局次長      ありがとうございました。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。ここからの進行は木村区長をお願いいたします。区長、よろしく願いいたします。

木 村 区 長      それでは、本日の議題に入ります。

議題1「令和4年度江東区教育施策の取組状況について」を事務局より説明願います。

星名庶務課長      それでは、事務局、庶務課長、星名でございます。私のほうから令和4年度江東区教育施策の取組状況について御説明をいたします。前のスライド、御覧いただければと思います。

初めに、教育施策に関する計画の関係性について御説明をいたします。江東区教育委員会は、「江東区基本構想」及び「江東区長期計画」との整合性を図りながら、「教育推進プラン・江東」を江東区の教育振興基本計画として策定をしております。

また、江東区教育施策大綱は、江東区基本構想における目指すべき姿「未来を担う子どもを育てるまち」を実現するための総合的な施策の方針でございまして、大綱と「教育推進プラン・江東」につきましては骨格を共有する形となっております。

教育施策を展開していく計画の中で、区及び区教育委員会は共通の教育理念を掲げてございます。教育理念は、江東区の教育の「目指すべき姿」の実現のため、何に取り組み、何を成し遂げるかを示しており、記載の「5つの力」「3つの指針」「キーワード」で構成をさせていただきます。

この教育理念を実現するため、施策のテーマを設定し、取組を推進してございます。

先ほど御説明しましたとおり、大綱と教育推進プランは骨格を共有する形を取っており、共に4つのテーマ、「学び・育ち」「自分らしさ」「環境」「つながり」とテーマにひもづく10の施策、4テーマに共通した「教育のICT化」を定め取組を進めてございます。

それでは、まずテーマ1「学び・育ち」について、主な取組の報告をいたします。

テーマ1の「学び・育ち」は、御覧のように「確かな学び」「豊かな

心」「健やかな体」の3つの施策から構成されてございます。

施策1「確かな学び」の主体的・対話的で深い学びの取組といたしまして、教員の指導力向上のため、区内の授業力のある教員を授業力向上アドバイザーに任命し、指導資料等の作成をしてございます。この資料を基にし、教員の授業改善に生かしてございます。

また、江東区研究協力校の研究発表会では、令和4年度につきましては、全ての研究発表を教員が直接参加する形で実施し、研究の成果を区内外に広めてまいりました。

続きまして、「ICT教育」では、「GIGAスクールGuide」を作成し、全教員に配布し、教員のICT活用能力の向上、こどもたちの情報活用能力の育成を図りました。

また、「KOTOオンライン・マガジン」を定期的に発行し、効果的なICTの活用や優れた実践等を周知し、各校の取組に生かせるようにしてまいりました。

また、1人1台端末の活用につきましては、一人一人のこどもの学習状況に応じた指導の充実を図るため、端末を用いて小グループで考えを共有・検討し、こども同士の交流場面を設定してございます。

また、特別支援教室ではこどもの特性に合わせて使用し、有効な方法を在籍学級でも生かせるようにしてございます。

さらに、デジタル教科書端末につきましては、国の補助額を超え、区独自に小学校5・6年、全校を対象にデジタル教科書を使用できる環境を整えたというところでございます。

続いて、施策2「豊かな心」でございます。

人権教育・道徳教育では、こどもたちが主体となった、校則等、学校の生活の決まりなどを見直しを行う取組が進んでございます。スライド左の写真は、四砂中で生徒・教員・保護者で議論いたしまして、新しい制服を導入したという事例でございます。従来男子、女子生徒型に加えてC型標準服、どちらでも着られるというような多様性を尊重した制服になってございます。自分たちで見直した「きまり」を守っていこうという意識が育つというところでございます。

画面は、三砂中学校生徒会の生徒が第三砂町小学校の児童に「いじめについて考える」出前授業を行っている様子でございます。

この出前授業は、生徒の提案により実現し、授業を受けた小学校の児童は、触発され、自分たちも行動をと、児童会が中心となって、校内で他学年への出前授業を行いました。この取組が評価され、東京都教育委員会の児童・生徒表彰を受けたというものでございます。

続いて、挑戦する心の育成・オリンピック・パラリンピック教育でございます。

オリンピック・パラリンピック教育では記載の項目を重点的に育成すべき資質を示してございまして、これまで培った資質等を、オリンピッ

ク・パラリンピック競技大会終了後もレガシーとしてつないでいきます。

江東区には、実際にオリンピック・パラリンピック競技が行われた会場がたくさんございまして、また、これまで全校でボッチャに力を入れてきたことから、有明アリーナを会場に小学校のボッチャフレンドリーマッチを開催いたしました。当日は、29校のこどもたちが参加し、ボッチャを通じて交流を深めたものでございます。

また、中学生を対象に、本区出身のパラリンピアンである瀬立モニカ選手による心の教育授業を実施をいたしました。心の教育授業では、選手の講演だけでなく、生徒が主体となって考えた交流活動を瀬立選手と一緒にやる取組をしております。心の授業を通じて、夢に向かって努力する大切さや、くじけずに挑戦していくことの大切さを学んでいるというところでございます。

テーマ1の成果指標でございます。記載のとおりでございます。

いずれも目標値には達してはおりませんが、成果は確実に出ておりますので、引き続き取組を進めてまいりたいと考えてございます。

テーマ1の今後の方向性でございます。

施策1につきましては、「こうとう学びスタンダード定着度調査」の分析を基に、ICT機器を活用した取組を充実させ、確実な定着を目指してまいります。

施策2につきましては、自他を大切にすること、多様性を認め合うことについて児童・生徒のアンケート項目分析を基に、心の育成をさらに充実してまいります。

施策3につきましては、体力スタンダード指導資料を活用した授業改善及び「わくわくタイム」や「ウォームアップタイム」の充実により、こどもたちの体力向上を図ってまいります。

また、体育科や家庭科で健康教育・食育をさらに充実させ、生涯にわたって心身の健康を保持増進させる取組の推進を図ってまいります。

次に、テーマ2「自分らしさ」についての主な取組でございます。

「自分らしさ」は、御覧のように、「個に応じた教育」「丁寧な相談」から構成されてございます。

施策4「個に応じた教育」における特別な支援が必要なこどもの教育では、特別支援教育推進に向けて、引き続きこどもが安心して学校生活を送ることができるように学習支援員を全校に配置してございます。

また、日本語指導が必要なこどもの支援では、母語による指導が可能な講師を派遣で、令和4年度は予算を拡充し、派遣回数を増やしたというところでございます。

続いて、施策5「丁寧な相談」についてでございます。江東区ではワンストップの教育相談体制となっており、教育相談窓口の電話相談員が相談者の話を丁寧に聞き取り、助言を行い、相談員の助言だけで解決で

きないケースについては他の担当部署につなげているという取組を行ってまいります。

保護者からの就学相談については、令和4年度から従来の電話受付に加え、電子サービスによる受付を導入しました。24時間、夜間や土日の受付が可能になり、保護者の皆様の利便性の向上を図ったというところでございます。相談総件数330件のうち、電子申請は177件でございまして、53%の方に利用をいただいているというところでございます。

また、子どもたちからのSNS教育相談については、LINEを活用した相談体制に加え、令和4年度から1人1台端末を活用して相談できる体制を整備いたしました。

4月の新学期初め、夏休み前、冬休み前の年3回、学校で相談カードを配布し、子どもたちに周知しており、また相談の入り口を増やして気軽に相談できるように、子どもたちの学習端末内のブックマークから直接アクセスできるように工夫をしております。

スクールソーシャルワーカー等の活用でございまして。令和4年度は、5人のスクールソーシャルワーカーを学校、園に派遣し、学校とともに関係機関との連携を図りながら問題解決を図りました。

スクールソーシャルワーカーの対応件数は、年々増加しており、令和3年度からは年間で3,000件を超えており、令和4年度は3,451件となっているところでございます。

5人のスクールソーシャルワーカーが対応できる時間の限界が高止まりの要因と考えられ、その中で効果を上げるために、令和4年度につきましては、支援できる関係機関に迅速につなげることを重視したというところでございます。

なお、今年度から、スクールソーシャルワーカーにつきましては10人体制ということで、倍増をさせていくというところでございます。

次に、成果指標でございまして。

指標につきましては記載のとおりでございます。「一人一人を大切にされた教育が行われていると思う保護者の割合」につきましては、目標値まで1%となっており、引き続き取組を進めてまいります。

次に、テーマ2の今後の方向性でございまして。

施策4につきましては、さらなる個に応じた支援の充実に向けた環境整備について、校園長代表、教育委員会事務局等から成る「江東区特別支援教育検討委員会」の中で検討をしております。

また、医療的ケア児の受入れにつきましては、既に実施している小中学校に加えて、今年度から、きつずクラブや幼稚園でも体制を整えてございまして、今後も推進をしております。

施策5につきましては、ブリッジスクールにおいて、オンライン上での学習や体験的な学びを充実させるとともに、フリースクールなど様々

な学びの場について、関係機関となど公民連携して検討をしております。

また、こどもや保護者の悩みにつきまして、問題の早期発見、早期対応を実施していくために、各校に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの積極的な活用や教育相談の電子申請を実現する等、さらに相談しやすい環境を整えてまいります。

続きまして、テーマ3「環境」の主な取組でございます。

テーマ3の「環境」は、御覧のように「施設の整備・充実」「安全安心・居場所づくり」から構成されてございます。

施設の整備・充実につきましては、学校施設の整備・充実や適正な維持管理により良好な教育環境を確保するものでございます。

学校施設の整備につきましては、児童・生徒数の増加に合わせた校舎等の増設とともに、「江東区立小中学校の改築・改修に関する考え方」に基づき、校舎等の改築や長寿命化改修を計画的に進め、学校施設の整備を図ってございます。

本区は木材加工・流通の拠点である「新木場」を有しているため、改築・改修には木材をふんだんに使用する「木質化」を実施してございまして、木のぬくもりに包まれた施設整備を推進してございます。あわせて、バリアフリー化や防災力強化も図りながら、緑豊かで環境に優しい良好な教育環境を目指してございます。

学校を改築するに当たりましては、児童・生徒や地域の意見を収集・反映させ、児童・生徒がより安心して楽しく通える学校づくりを行うため、ワークショップを開催し、地域協働参画による改築事業の推進を図ってございます。

平成22年度に第二亀戸中学校で初めてワークショップを開催し、小名木川小学校まで、これまで7学校の改築で実施をしてございます。

令和4年度は小名木川小学校改築ワークショップを実施いたしまして、記載の4つのテーマについて開催し、全4回で延べ100名近くの参加者により活発に意見が出されたというところでございます。

こちらがワークショップの様子でございます。上段左側が地域の皆様、中央は児童、右はVR体験の様子でございます。ワークショップでいただいた意見について実施設計に反映するという取組を行ってございます。

これまでのワークショップの意見が反映された具体的事例でございます。令和4年度に改築を完了しました第二大島中学校で簡単に御説明をいたします。スライドの赤字部分がワークショップの意見を反映させた箇所となっております。

まず、左上の外観①でございますが、校庭は人工芝として、屋上には太陽光パネルを設置してございます。

次の外観②では、3階の北側を芝生やウッドデッキ、屋上緑化として、生徒が活動できる場所としてございます。

また、1階から3階へつながる大階段につきましては、ホール状の空間を「二大中パーク」と名づけ、生徒の交流等のスペースとしたところでございます。

次に、左上のホールでございます。こちらは大階段から近い位置に設置をしてございまして、「学年スクエア」とし、各学年の共有空間としているところでございます。

また、右下のスカイガーデンにつきましては、ランチプラザに隣接し、サッシを全面開放することで一体的な利用も可能というところでございます。

次に、右上です。2階の小体育館では、音楽室に隣接をし、壁は音楽室と同じく吸音性能がある有孔シナ合板とし、第二音楽室として利用できるようにもしてございます。

また、プールでは、周囲からの視線対策として、高さ3メートルのコンクリート壁を設置してございます。

こちらが第二大島中学校の改築工事ビフォーアフターというところでございます。校庭は人工芝で以前より広くなり、廊下は床や壁などの木質化を図ったというところでございます。

次に、環境の成果指標でございます。

学校の改築・改修につきましては、長期計画に基づき進めております。また、江東きっずクラブ利用児童の満足度が増加をしているというところでございます。

今後の方向性でございます。

きっずクラブについては、保留児童対策といたしまして、専用育成室以外の場所の利用による活動スペースの確保や、学校外のきっずクラブの利用促進をしていくなど、児童が安全安心に通える環境づくりに努めてまいります。

最後に、テーマ4「つながり」についてでございます。テーマ4「つながり」は、「地域・家庭」「学校・教員」「図書館・大学・企業等」から構成されてございます。

まず、「地域・家庭」でございますが、区では学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールの設置を進めてございます。

コミュニティ・スクールとは、学校と地域住民や保護者等が学校運営の基本方針の承認や様々な課題の共有を図るとともに、学校運営への必要な支援等について協議する合議体の機関でございます。

設置のメリットといたしましては、既存の地域学校協働本部との連携が強化され、地域の方と教育ビジョンを共有でき、多方面での協力が得られ、また地域行事に子どもが積極的に関わることで地域への愛着が芽生えるなど、次代の人材育成につながることなどが挙げられます。

令和2年10月より八名川小学校に導入をしまして、今年度につきましては、深川小学校、枝川小学校、深川第一中学校にコミュニティ・ス



クールの新規設置を進めまして、順次、全校展開を進めてまいります。

次に、施策10「図書館・大学・企業等」について、主な取組の御報告をいたします。

江東区立図書館では、具体的施策を定めた「江東区こども読書活動推進計画」を定めており、令和4年度からは、新たに第三次計画に基づく取組を推進してまいります。

令和4年5月に、こども向けの図書館として、住吉のこども向け複合施設であるこどもプラザ内に「こどもプラザ図書館」を開設したところでございます。館内は、こども図書館として、こどもたちが話をしながら読書や調べものができるスペースですとか、集中して学習できるブースを設けてまいります。

また、こどもプラザには子ども家庭支援センターも入っており、同センターと連携したおはなし会やイベントを実施するなど、複合施設として一体的な取組を進めてまいります。

さらに、令和6年3月には、有明スポーツセンター内の7階レストラン跡地と展望ラウンジを活用し、新たに「有明こども図書館」が開館する予定でございます。こちらも区南部地域におけるこども向け図書館として、こども読書活動の推進する環境を整備してまいるというところでございます。

次に、図書館サービスの充実につきまして、学校・子育て支援施設へのサービス提供実績となっております。こちらは、学校訪問や図書館見学の受入れ、各施設への出張おはなし会などを内容としているというところでございます。

令和2、3年度と、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少しておりましたが、令和4年度は、引き続きコロナ禍の中ではございましたが、参加人数を制限しながらも開催に努め、参加人数は1万8,005人、回数につきましては525回と、一定程度回復をしたというところでございます。

次に、地域読書活動につきまして、図書館では、こどもの成長段階に合わせ各年代のブックリストを作成し、それぞれの学校を通じ配布したほか、各保健相談所で実施している各種健康診断の際に配布をしたというところでございます。

また、読み聞かせボランティアによる「おはなし会」につきまして、こちらは、地域のボランティアの方々から、乳幼児のこどもや小学生に対し、おはなし会を通じて読書に触れる機会を創出しているというところでございます。区立図書館全体では、館内で実施するおはなし会が約1,000回、参加者数が1万1,000人を超えているというところでございます。

次に、地域情報拠点としての機能充実のための取組につきまして、各図書館では、それぞれの地域特性を踏まえたイベントや講座を開催して

ございます。

その多くは、地域の関係機関や団体との連携により実施されており、例えば豊洲図書館では、豊洲市場内にある銀鱗文庫との連携により豊洲市場に関するイベントを開催し、併せて関連図書を展示、紹介することにより図書館利用や資料の貸出しなどにつなげているといったこととございます。

続きまして、ICT化への取組についてでございます。

令和4年度からの取組として、区内図書館全館において、区立小中学校の児童生徒に配布している1人1台端末が自動で接続されるWi-Fi環境を整備したところでございます。これに併せて、端末を活用した調べものの講座やプログラミングで簡単なゲームを作る講座なども開催したというところでございます。

次に、成果指標でございます。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染者数の減少に伴い活動が徐々に回復したこともあり、数字的には回復傾向になっているというところでございます。

最後にテーマ4の今後の方向性でございますが、地域学校協働本部のさらなる活性化をはじめ、低下していくこどもの読書習慣改善のため「読み聞かせボランティア」の継続した育成・支援を行っていくとともに、学校との連携により、こどもたちの意見を聞く機会を設け、図書館運営に生かしていく内容となっております。

以上が、各テーマごとの主な取組の報告となります。少々長くなりましたが、申し訳ございません。今後も取組を充実させていくことで教育施策の推進を図ってまいります。

以上でございます。

木 村 区 長      ありがとうございます。本件について、質疑を願います。  
本田委員。

本 田 委 員      ありがとうございます。テーマ1の「学び・育ち」とテーマ2の「自分らしさ」の中で、特別に配慮が必要なこどもへの取組を伺いました。ここ最近、特別な支援が必要なこどもが増えてきているのですが、現状としてはいかがでしょうか。

木 村 区 長      教育支援課長、どうぞ。

木内教育支援課長      就学相談の受付総件数は、令和3年度は504件、令和4年度は485件でした。特別支援教室の通室児童生徒数は、令和3年度は641名、令和4年度は636名でした。近年、横ばいの傾向ではありますが、今後も増加が続くと捉えています。引き続き特別な支援が必要なこどもに

適切な支援を届けていくことを大切にしていきます。

木 村 区 長 本田委員、どうぞ。

本 田 委 員 ありがとうございます。特別支援教室では、様々な特性を持つ子どもたちが当然おります。この子どもたちの個々の特性に合わせた教育を行っていくためには、特別支援教室だけではなく、在籍の学級、担任の先生や学習支援員さんなどのスタッフがチームで支援することが大切かと思えます。ただ、なかなか教職員の皆様もお忙しいので共有する時間を取るのも難しいのではないかというふうにも思いますが、その点において、学校で工夫されていることがあればお聞かせいただけますか。

木 村 区 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 学校の校内支援委員会に特別支援教室の専門員や巡回指導教員も一緒に参加し、こどもの様子や支援の内容を一緒に検討するなど、学校全体で情報を共有しながら連携を深めているところです。限られた時間の中での連携については、校内で支援についての共通理解が図れるよう、共有すべき指導内容などをデータ化し、関係する職員がいつでも必要などきに見られるように工夫している学校もあります。また、特別支援教室の教員と在籍学級の担任、保護者の3者で、連絡帳を用いながらこどもの様子や指導内容について情報共有を図っている学校もあります。

木 村 区 長 はい。

本 田 委 員 ありがとうございます。もう一つなんです、ヤングケアラーの調査結果が出たところだと思うのですが、現状の支援体制等はどうなっているか教えていただけますか。

木 村 区 長 庶務課長。

星名庶務課長 ヤングケアラーの支援体制でございますが、今年度から養育支援課というところの新しい専門部署を立ち上げまして、基本的にはヤングケアラーの支援に関しては、こちらがかじ取りを行うという形で区で整備をしております。こちらのほうが各関係機関から情報を収集いたしまして、緊急性ですとか、その内容について判断をし、関係部署、さらに支援の部署につないでいくというところに今、形としては整ったというところでございます。

ただ、ちょっと個人情報の取扱いの関係ですとか、ヤングケアラーだということでも、御本人さんが支援を望まないという場合もあります

ので、その辺の体制については、養育支援課のほうと教育委員会、特に学校の子どもさんたちについては先生方が発見して相談するということになると思いますけれども、引き続きこちらについては連携を密にしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

木 村 区 長 はい。

本 田 委 員 いろいろありがとうございました。最後の指標の中で「一人一人を大切にした教育が行われていると思う保護者の割合」というのが、89%と高い割合だったとは思いますが。ただ、ここ数年横ばいという傾向でもあるというふうにも読み取れます。個々の特性に合わせての教育は大変なことも非常に多いということは重々承知しておりますが、目標の達成に向けて、学校への支援体制も含め取り組んで、取組を続けていただければと思います。お願いいたします。

以上です。

木 村 区 長 ありがとうございます。

ほかに御意見いかがでしょうか。安部委員、どうぞ。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。テーマ4の「つながり」のところについて教えてください。地域情報拠点としての図書館の取組、特に地域特性を踏まえたイベント開催は今後も充実して行ってほしいと考えています。ICT化への取組として、区内図書館全館にWi-Fi整備とありましたが、こうした環境を教育の中でどう生かしていくのか、細かいところはこれからだと思うんですが、何か考えているところがあれば教えていただけないでしょうか。

木 村 区 長 江東図書館長。

榎本江東図書館長 各図書館におきましては、区立小中学校の児童生徒に貸与しております1人1台端末が自動接続できるWi-Fi環境の整備がされたことによりまして、小中学生が端末を持って図書館に来て調べ学習をしたり、あるいは宿題をしたりなど、学習の場としても活用いただいているところでございます。今後は、そうした環境を生かしまして、1人1台端末を使用した講座を積極的に開催していくとともに、本年7月に開始をいたしました電子図書館、こちらのサービスを活用したイベントなども含めまして、指定管理者とも連携しながら進めていきたいと考えているところでございます。

木 村 区 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。続いていいでしょうか。Wi-Fi環境の整備については、子どもたちが図書館を利用するきっかけともなると思いますが、課題であるこどもの読書離れについて、今後の取組で考えることがあれば教えていただきたいです。

また、世界に誇れるといえますか、国としても進めている漫画についての位置づけについても、どう考えているか教えてください。

木 村 区 長 江東図書館長。

榎本江東図書館長 こどもの読書離れにつきましては、小学校の高学年から中高生にかけて進んでいるということも踏まえまして、そうした年代への働きかけが重要と考えております。そのため、各地域の図書館におきましては引き続き、小中学校への学校訪問等はもちろん、これまでなかなか継続的な関係づくりが進んでいなかった高校も含めまして連携、アプローチを進めていきたいと考えております。

また、各学校でのこうした電子図書館のさらなる活用、あるいは学校図書館との連携も進めるとともに、そうした中で機会を捉えまして、こどもの意見を聞く場を設け、図書館サービス、図書館運営に反映をしていくなど、こどもが継続的に読書に親しみ、読書意欲が高まるような環境整備に努めてまいります。

また、漫画の位置づけでございますけれども、図書館におきましても一定程度、配架をいたしまして、こどもも含めて御利用いただいているところでございます。区の選定基準においても、資料の価値として認められるものについては収集していくという位置づけでございますので、こちらについても推進してまいりたいと考えているところでございます。

木 村 区 長 安部委員、どうぞ。

安 部 委 員 ありがとうございます。読書は心が豊かになるだけではなく、読解力の向上や想像力を磨くことができるなど、教育や生涯学習に通じる大変重要なことかと思っておりますので、こどもの読書活動の向上に引き続き取り組んでいただければと思います。ありがとうございました。

木 村 区 長 ありがとうございます。  
御意見伺います。鈴木委員、どうぞ。

鈴 木 委 員 テーマ1での人権教育についてお伺いしたいと思いますが、生徒会な

どで、この人権教育を活用して、こどもの意見を反映した「学校のきまり」というふうにありましたけれども、具体的にはどのようなものが学校の決まりなのか教えていただきたいと思います。

また、この学校のルールや新規標準服の導入について、今後、他校に広がっていく可能性があるのか、それについても教えてください。

木 村 区 長 指導室長、どうぞ。

飯 塚 指 導 室 長 学校の決まりについてですけれども、中学校では、いわゆる校則というような扱いで学校の決まりがございます。これにつきましては、毎年こどもたちが主体となって見直しを行っているところです。このやり方ですけれども、例えば各学級から意見を集めて、それを生徒総会で全体で提案をしたり、生徒会が意見箱を設置して、それぞれの意見を随時集める、そういったような活動をしたりして、集約したものを検討して見直しを行っているということです。

例えば、細かいところになりますけれども、指定があった靴下の色、これ白とか、そういった規定があったかと思えますけれども、そういう靴下の色も自由化するとか、そういった動きもございます。

また、新規標準服、先ほど四砂中の例がありましたけれども、ほかの学校も見直しを既に昨年度、行った学校、そして今年度、今、検討している学校がございます。

以上です。

木 村 区 長 鈴木委員、どうぞ。

鈴 木 委 員 こどもたちが主体的に様々なことに取り組むことで、取組に対する理解や納得性が深まるものというふうに思っています。いじめに対する第三砂町中学校の出前授業の取組も、生徒の主体的な取組で成果を上げているというふうにお聞きしました。この取組を江東区全体に広めていく必要があると考えますが、区では何か取組をしているのがあれば教えてください。

木 村 区 長 指導室長、どうぞ。

飯 塚 指 導 室 長 委員御指摘のとおり、これを全体的に広げていくということが今後の課題になってきます。既に各中学校等、いじめ未然防止の取組にそれぞれ取り組んでいるところです。

いじめ防止強化月間、これ6月と12月にありますけれども、その時期に児童生徒が自分たちで考えて取り組む活動、例えば、いじめ防止を兼ねた挨拶運動であるとか、ポスター作り、新聞の作成、いじめ撲滅宣

言を作成して発表する、また校内放送によるいじめをテーマにした本の読み聞かせなどを実施している例がございます。

また、校種を超えた取組についても今後広げていく予定ですが、ちょうど明日が、この第三砂町中学校の取組がさらに広がって、隣の第二砂町中学校と連携を行って、第二砂町小学校の児童に、いじめに関する出前授業を明日、実施する予定です。

以上です。

木 村 区 長 鈴木委員。

鈴 木 委 員 本区でも「こどもの権利条例」の策定を検討しているというふうにお聞きしておりますけれども、これからますますこどもの意見の尊重が求められることとなります。区でも取組をもっともっと推進していただければというふうに思いました。

以上です。

木 村 区 長 ありがとうございます。

本田委員、どうぞ。

本 田 委 員 すみません。標準服の話に、ちょっと1つだけ戻りたいんですけども、いろいろな検討の中で制服の価格について、何か高いとか、そういった意見は今のところ出ているかどうか御存じですか。

木 村 区 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 価格自体は、全体的には高いというところですけども、なるべく価格を抑えた標準服の設定であるとか、そういった工夫は各校でも、価格のことも視野に入れて検討をしているところです。

以上です。

本 田 委 員 ありがとうございます。

木 村 区 長 それに伴って質問してもいいですか。学校によっては、リサイクルとか、こどもの成長に合わせてというような、そういった取組というのは進んでいるのでしょうか。

指導室長、どうぞ。

飯 塚 指 導 室 長 本区でそういった取組を行っているところまで把握していないんですけども、学校によっては、PTAとかが中心となって、着られなくなった標準服をリサイクルして、ほかの生徒等に安く販売するというか、渡

すような活動をしていることは把握しておりますので、ちょっとスペースとかそういった問題もあるとは思いますが、そういったことができないかどうかについても各校に投げかけてまいります。

以上です。

木 村 区 長 教育長。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。ちょっと付け加えですけれども、今、区長からお話があった件は、実は区内でも、今、室長からありましたけど、いろいろと取組はしてはしまして、私がいた有明西学園なんかは、地域学校協働本部が中心になって、標準服の交換みたいな形をやったりとか、不要になったものを預かって、この時間に来てくれると並べておきますからといってやったりとか、そういった標準服のリサイクルとか、体育着のリサイクルとか、ほかの学校でもやっていると聞いていますので、そういったものがうまく広がっていけばいいなと思っています。

以上です。

木 村 区 長 リサイクルも大事ですが、要は、この学校の、各学校によつての取組としてなっているという感じですかね。私がちょっと聞いたのは、運動服なんかは、名前が大きく刺しゅうされているから、これではリサイクルできないというような、そういった意見も伺ったんですが、そういうところはどうなんでしょうか。

教育長。

本 多 教 育 長 最近その体育着についても見直しが進んでいるところもあって、あまりこういう名前つけないとか、そういったのも増えてきています。そもそも名前をつけていると、それで外に歩けないとかということがあったりとか、今、区長おっしゃられたようにリサイクルできないとかということもあるので、そういったことを考えているケースも出てきていますし、体育着についても、例えば大きくなって着られなくなるという分では結構、成長期にはお金かかる場所もあるので、学校独自の考え方になっているかもしれないんですけども、準じたものであればいいというところも少しずつ広がってきているかなというふうには思っています。

以上です。

本 田 委 員 ありがとうございます。  
よろしいですか。安部委員。

安 部 委 員 すみません。今の件、続けてなんですけども、制服についてなんですけど、本区においては小学校は、もう私服なんですよね。中学校におい



て、無理やりかどうか分からないんですけど、今ルールとして制服がありますと。生徒会の皆さんとかで話し合う中で、例えば、どういう制服にしようかではなく、もう私服でいいんじゃないかなみたいな意見というのは一つの意見としてはありなのかなと僕は思うんですけども、その辺は何か検討材料といいますか、耳に入ってきているとか、何か状況、事情があれば教えていただけないでしょうか。

木 村 区 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 委員御指摘のとおり、当然そういった意見も挙がってくると思います。ただ、それで、もう全部私服にしようと、そういったような決定した学校は今ないわけで。ただし、例えば月間として、月の取組として、毎週何曜日は私服で登校できる日というようなことを決めた学校とかもありますので、様々、こども主体の考えた取組が進んでいくといいなというふうに思っております。

以上です。

木 村 区 長 ほか、いかがでしょうか。浅野委員、どうぞ。

浅 野 委 員 テーマ3「環境」のところでございますが、ワークショップは大人だけでなく、ここに通う児童生徒も参加と伺って、江東区の将来像「みんなでつくる伝統、未来」に通ずるものだと感じました。

ところで、今回、小名木川小学校改築ワークショップに参加している児童たちはどのように選ばれたのでしょうか。また、どのような意見を出されて、それはどのように反映していくのか、お聞かせください。お願いします。

木 村 区 長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 今回、小名木川小学校のワークショップ参加した児童につきましては、主に4年生から6年生の学級委員が選ばれたというふうに聞いてございます。

児童からの意見といたしましては、身体障害者等への配慮といたしまして、施設内の移動について多く出てございました。そのため、エレベーターの設置や敷地全体での段差解消に努めてございます。

また、ほかには給食室の様子も見てみたいという意見もございまして、こちら調理員への感謝の気持ちにもつながるとしまして、廊下に面した窓ガラスの設置を計画しているところでございます。

以上でございます。

木 村 区 長 浅野委員。

浅 野 委 員 ありがとうございます。今、給食室ということで伺いましたけど、何か給食室、エアコンがついていなくて、苛酷な環境で調理しているという報道を見ましたけれど、江東区の現状ではどんなかなと思ひまして、教えてください。

木 村 区 長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 給食室のエアコン設置状況でございます。区内では小学校では今現在57%、中学校におきましては52%の設置状況となっております。この対策としましては、計画的に進めております改築、大規模改修時に加えまして、給食室の改修におきまして、合わせて年に3校程度の学校を対象に今、エアコン設置を順次進めているところでございます。

今後につきましては、今夏の状況もございますので、このエアコン設置を積極的に進めていきまして、状況の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

木 村 区 長 浅野委員。

浅 野 委 員 ありがとうございます。学校の環境については、こどもたちのために整備が最優先であるということはもちろんですが、そこで働く教員の先生方や事務員さんなどの職場環境も、教育の場の教育の質の確保という観点からはとても重要だと思います。学校にいる全ての人が快適に過ごせるよう環境の整備を進めていただきたいと思います。よろしく願ひします。

以上です。

木 村 区 長 ありがとうございます。  
ほかにございませぬか。どうぞ、本田委員。

本 田 委 員 ありがとうございます。先ほど改修後のプールの壁、見えないようにする3メートルの壁というのが出ていましたけれども、改修時ではなくて、後からマンションが建ってきたときのマンションの住民からプールが見えなくする方法としては、どのように対応されていませぬか。

木 村 区 長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 既存のプールにつきましては、例えば屋根をつけるでありますとか、

そういった対応が、建築基準法に適合しなきゃいけない部分もありまして、なかなか難しいというところがございます。

先日、ある学校で聞いた対応の仕方として、ハード整備ではないんですけども、例えば、肌が露出しないようにラッシュガードを着て対応しているという学校の話も聞いているところがございます。そういったところも含めて対応ができるのかなというふうには考えているところがございます。

以上でございます。

本 田 委 員 ありがとうございます。

木 村 区 長 安部委員。

安 部 委 員 すみません。テーマ3の環境のところ、小名木川小学校のワークショップの件で、ちょっと追加で教えてください。幾つかの施策の中で、VRを使つての体験といいますか、イメージを膨らませるというお話があったんですけども、その点、もう少し具体的に教えていただけないでしょうか。

木 村 区 長 学校施設課長、どうぞ。

西尾学校施設課長 このワークショップの中で、建物の内部のパスみたいなものを、いわゆるVRで児童に体験してもらおうというところがございます。ふだん模型なんかも併せて現場では提示しているんですけども、より立体感が分かるということで、児童に体験してもらったという状況でございます。

以上です。

木 村 区 長 どうぞ。よろしいですか。安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。では、別の意見なんですけど、ICT絡みなんですけれども、1人1台端末について、そろそろ入替えの時期を迎えるのではないかと考えています。次の端末の配備や整備に向けては、取組として必要になるかと思うんですけども、現状の選定の時期とか現時点での方向性みたいなものとかあれば教えていただけないでしょうか。

木 村 区 長 学務課長、どうぞ。

賀 来 学 務 課 長 端末の選定についてでございます。クロームブックにつきましては、重さや性能面について種々御意見をいただいているところがございます。

現在使用中のものというのが令和7年度末でリースがアップするという  
ことですので、令和8年度予算からということにもなりますが、  
使用OS、スペック、形態、重さや堅牢性といった部分について、いろ  
いろ御意見いただいた上で検討していくといったところでございます。

また、国の骨太の方針にも必須のツールだとして、位置づけもあります  
ので、入替えの際に、国補助がどういうふうになっていくかという部  
分もございますので、その辺りも注視しながら検討していきたいと考  
えてございます。

以上でございます。

木 村 区 長 大丈夫ですか。ありがとうございます。

ほかにいかがですか。私からもちょっと質問してよろしいですか。

出前授業に関して、私はこれは非常にいい取組だと思っております、  
特に今、日本版DBSというのがニュースでも話題になっているかと思  
いますし、早ければ秋には法律化するのではないかとされている中で、  
やはり「生命の安全教育」適切な性教育というのを、おしべ、めしべの  
生殖教育というのではなく、尊厳を守るという意味でのところで、例  
えば性感染症ですとか、そういったことの出前授業みたいなものを、医療  
職あるいはそういうところで出前授業をするのも大事なかなと思いますし、  
それ以外でも、その職業、いろんな選択肢があるという職業の中で、そ  
ういう機会を設けることが非常に重要だと思うんですけども、御意見  
いかがでしょうか。

教育長。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。区長がおっしゃってくださったこと、非常に  
大事だと思っています。これまでも議会でもそういった質問を多々いた  
だいているところで、江東区としては当然、「生命の安全教育」をしっ  
かり進めてくるということはそうなんですけれども、今まで学習指導要  
領で歯止め規定というのが言われているところもあって、なかなか進ま  
ないところありますけれども、今、区長がおっしゃってくださ  
ったように、専門家の方々の出前授業というのが一つのやり方としては大  
事なことかなというふうに思っています。今後、様々な方から御意見  
いただきながら、効果的なもの、考えていければなというふうに思っ  
ています。

以上です。

木 村 区 長 ありがとうございます。委員の先生方から補足も大丈夫ですか、御意  
見。

あともう一つ、漫画について、先ほど安部委員が御質問いただいて、  
私たちの世代って、漫画ばかり読んでちゃいけませんと言われていた

時代だと思っんですけれども、今や漫画とアニメは日本の輝かしいクールコンテンツとして海外、外貨を稼げる一つの日本の文化を伝えるという、もうツールになっているわけですよね。なので、そういう意味でも、図書館に、漫画ばかりだというのも、ちょっとまだ違うと思っんですけれども、私は、そういった意味で、これまでの価値観とはまた違う意味で、漫画を増やすというのは大事なことなのかなと思っます。ありがとうございました。

あと、ブラック校則についても、この四砂中の取組を認めているということで、去年とかおとしぐらいに、この本当に意味のないブラック校則というのが相当話題になったんですけども、そういうところに関しては江東区はきちんと対応しているんだという理解でよろしいんでしょうか。

教育長、どうぞ。

本 多 教 育 長

ありがとうございます。そういうふうに御理解いただければと思っています。我々もずっと各学校に対して、こどもたちが考えることが大事だというふうに伝えてきています。今までの制服にしても、校則にしても、先生方が決めたものをこどもたちに守らせるというのが多くて、こどもたちの中には、何でこういう校則なのかなとか、理由が分からないというものもあったと思っんです。我々のほうで各学校には、こどもたちに対してしっかりと説明できないものをルールとしていくのはおかしいでしょうという話はさせていただいています。そういったことでは、生徒会が中心になったりとか、自分たちで意見を言ってやっていくというのはとても大事かなと思っています。

先日、区長も御参加いただいて、こうとうジュニア未来会議を開かせていただきましたけども、参加しているこどもたち、本当に立派な意見をたくさん言うんです。その中でも、自分たちに何か納得がいかないルールあるのはおかしいよねと言う子がいたりとか、本当にはっきりと自分の考えを言っている子とかがいたので、すばらしいなと思っました。

今日も副校園長会があつて、こどもたちに、こども基本法とか子どもの権利条約、ちゃんと学ばせていますかという話をさせていただいたんですけど、日本財団のこどもたちへのアンケート調査の中でも、3月の段階ですけど、こどもたちの中で、6割ぐらいのこどもたちが、こども基本法や子どもの権利条約を知らないって言っているんです。そんな中で、そういったのを知っていくためにどんなことが必要だと思っますかってこどもたちに投げかけると、学校でもっとそのことについて学ぶ機会があつたほうがいいんじゃないかっていう意見が非常に多かつた。そのことを今日、副校園長先生方にもお伝えさせていただいたんですけど、やはりこどもたちにとって、とっても大切なことなんです。自分

の権利とか、それから自分が安全が守られることとか、そういったことがしっかり書かれていますので、しっかり子どもたちに、その権利条約、子ども基本法も含めて学ばせていくことと、自分たちが変えられたんだという達成感を持ったりとか、いくことというのは非常に自己肯定感を高めていくためにも大切なので、そういった取組、しっかりと進めていきたいなと思っています。

以上です。

木 村 区 長      ありがとうございます。  
                  では、資料2のほうに。

本 多 教 育 長      最後に私。いいですか。  
                  では、最後に私のほうから。御協議ありがとうございます。区長おっしゃられるように、内容がこれ今、盛りだくさんだったものですから、多岐にわたって、いろんな発言が出てきたかなと思っています。  
                  今年度、4月1日に、先ほども言いましたけど、子ども基本法が施行されまして、教育委員会と学校でいつも毎年共有しているテーマがあるんですけど、今年は「みんなかがやく～子どもまんなか教育の推進～」というテーマでやっています。このテーマは、まさに木村区長が掲げていらっしゃる6つの施策の中の第1に掲げていらっしゃる、子どもまんなか江東区、僕はもう、まさにぴったり合うものだと思いますので、そういった部分では、ぜひ木村区長にも様々、教育にはお力添えをいただければと思っていますし、共に前に進んでいけるかと思っています。  
                  今、共にという言葉を書きましたが、教育推進プラン・江東のキーワードが「w i t h…～ともに～」ということで、僕は、この「ともに」というのが教育を推進していく上で非常に大事だと思っています。誰かが要望して誰かが応えるということではなくて、子どもをしっかり真ん中に据えて、子どもたちに関わる大人たちが共に考えて、共に支えて、共に行動していくことが大事だと思っているので、これからも、この「ともに」という言葉を大事にしながら、教育をしっかり前に進めていきたいと思います。  
                  以上です。ありがとうございます。

木 村 区 長      ありがとうございました。  
                  次、資料の2の説明、お願いいたします。

星 名 庶 務 課 長      それでは、再び庶務課長でございます。資料2の学校における働き方改革の取組について御説明をいたします。  
                  まず、学校における働き方改革の背景・経緯でございます。  
                  近年の社会の急激な変化が進む中で、子どもが予測不可能な未来社会

を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められる一方、学校が抱える課題が、より複雑・困難化してございます。

こうした状況の中、平成28年に国が実施した調査により、下の表にあるとおり、教員の看過できない勤務実態というところが明らかになったというところでございます。

そこで国は、教員の働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすること、こちらを目的としまして働き方改革を進めるということとしたものでございます。

具体的には、平成31年の中教審の答申におきまして、各機関の役割が表に記載のと通りの整理をされたというところでございます。

区では、この答申に先駆けまして、平成28年の国の調査結果を受けまして、平成30年2月に「学校における働き方改革検討委員会」を設置するとともに、同年10月に「江東区立学校における働き方改革推進プラン」を策定しまして、取組を進めているというところが経緯でございます。

次に、区のこれまでのプランに基づく取組について御説明をいたします。

「週当たりの在校時間が60時間を超える職員の割合をゼロにする」というところを目標といたしまして、課題を「学校運営の効率化」「実現に向けた予算化等の環境整備」「業務分担における庁内調整」「保護者・地域等との調整」の4つに整理し、それぞれ早期に着手する項目、長期的な検討項目に分類をいたしまして、早期に着手する項目から重点的に取組を進めております。

表に記載のとおり、学校運営の効率化におきましては、在校時間の把握、学校閉庁日、部活動休養日の設定など5項目、実現に向けた予算化等の環境整備につきましては、私費会計の管理適正化、サポートスタッフの充実等3項目、保護者・地域等との調整では、登下校対応の検討を重点的に進めるというところにしたところでございます。

次に、具体的な取組状況でございます。

まず、学校運営の効率化につきましては、勤務時間把握のため、令和3年1月に勤怠管理システムを稼働させたというところでございます。

また、留守番電話の導入や夏休み期間の学校閉庁日の設定により、時間外での対応の縮減、休暇取得の環境整備などを行ったというところでございます。

また、部活動に関しましては、令和元年度に部活動ガイドラインを定めまして、部活動休養日や活動時間の基準の設定を行っているというところでございます。

また、その他の取組といたしまして、毎週水曜日をChallenge Wednes

dayとし、放課後の時間を児童生徒は主体的な活動の時間、教員は研究・研修活動や会議等を行う時間とし、また定時退勤日とするなど新しい取組を令和2年度の末から開始をいたしております。

次に、予算化等の環境整備の項目では、私費会計の適正化に向けて、作業部会を設け検討をし、様式の簡素化、標準ルールの作成などを行ったところでございます。

また、専門スタッフやサポートスタッフの充実では、部活動指導員や副校長補佐、スクールサポートスタッフの配置を行い、教員の負担軽減に取り組んだというところでございます。

業務分担における庁内調整や保護者・地域等の調整につきましては、学校への配布物の縮減や学校が参加する行事の精選、登下校対策として、いわゆるストップさんの増員などを行っているというところでございます。

次に、これまでの取組の成果でございます。

まず、国の調査との比較でございますが、調査方法や時期が若干ずれているということから、正確な比較ではございませんが、在校時間につきましては、小学校・中学校とも国の平均よりも少なく、年次有給休暇の取得日数につきましては多いという状況となっております。

次に、区の状況でございます。

まず、プランの目標である「週当たりの在校時間が60時間を超える職員の割合」については、ゼロにするという目標は達成できておりませんが、小学校では1.7ポイントの減、中学校では1.6ポイントの減で、僅かながら減少しているというところでございます。

次に、1日当たりの平均在校時間につきましては、勤怠管理システムが導入されました令和3年との比較でございます。中学校校長が僅かに増えてございますが、その他につきましては、こちらも少しであります。減少をしているというところでございます。

また、学校にアンケートを取りまして、働き方改革において定時退庁が増えたと感じる学校が小学校では30%、中学校では57%、また在校時間が減ったと感じる学校が小学校は78%、中学校が82%となっております。

これらの結果を踏まえ、学校における働き方改革は着実に進んでいるところではございますが、依然として目標には達成していないということから、引き続き取組を進めていく必要があると考えてございます。

次に、今後の取組についてでございます。

国が令和4年1月に通知を出しまして、学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化や学校行事の精選や見直し、部活動などについての考え方を示したというところでございます。記載のものが、これになります。

これを受けまして、区では働き方改革推進プランを更新をいたしまし



て、引き続き取組を進めているということとしてございます。

具体的な取組につきましては、表の記載のとおりでございますが、大きな課題となっている項目を御紹介します。

まず、部活動につきましては、「部活動の地域移行の議論を踏まえ対応を検討」として進めてございます。

また、次に学校徴収金、いわゆる私費会計の管理につきましては、私費会計の大きな部分を占める給食費につきまして本年10月から無償化を開始するということでございますので、これらによる事務軽減・事務負担などを踏まえて検討を進めてまいりたいと考えてございます。

また、学校・保護者間の連絡手段といたしまして、現行システムの更新時期に合わせまして、連絡システムのレベルアップを図りまして、より使いやすいものといたしまして、教員の負担軽減を進めてまいります。

これらの取組を含めまして、教員も輝ける学校を目指して引き続き働き方改革を進めていきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

木 村 区 長            ありがとうございました。  
                          それでは、本件について質疑を願います。  
                          浅野委員。

浅 野 委 員            資料に教員の1日当たりの平均在校時間や年次有給休暇の取得状況が記載されていますが、特に先生方の平均在校時間は大変多いと思いますが、この辺の、例えば民間企業であるとか、例えば区の職員の方と比べるとどうなのか、数字があれば教えていただきたいと思います。

木 村 区 長            庶務課長。

星 名 庶 務 課 長        まず民間、区職員と比べてということでございます。すみません、ちょっと民間が、国の大きな数字しかないんですけども、まず超過勤務の状況でございます。従業員5人以上の全産業で見ますと、従業員の平均超過勤務時間は大体月当たり13.8時間というのが数字となっております。日に換算すると大体40分ぐらいが超過勤務の時間でございます。

                          ちょっと産業が同じかどうか分からないですけど、教育、学習産業というところの категорияですと、月当たり14.4時間、日に換算すると大体45分ぐらいとなっておりますので、教育、学習産業、いわゆる塾とかそういうところになると思うんですけども、こちらについては民間の中でも高いほうというところがございます。

                          また、いわゆる区役所の職員なんですけど、ちょっとこちらにつきましては、部署によって様々というところがあるので、我々が把握できる

教育委員会事務局以外の我々のところの部署でございますと、平均超過勤務時間につきましては、令和4年度の数字で大体月、少ないところで2.5時間から多いところで24時間、1日当たりに換算すると、大体7分から1時間10分ぐらいとなっております。ちょっとこれも平均なので、月によって多い少ないというのは当然でございます。

これを見ますと、教員の正規の勤務時間以外の在校時間、単純にこれを全て超過勤務と捉えますと、1日当たりの在校時間というのは、教員の先生方は大体1時間30分から2時間40分というふうになってございまして、民間、区職員と比べても多い状況というのは見てとれるものがあるというところでございます。

また、今度は休暇なんですけれども、こちら民間の数字でございます。1,000人以上規模の民間企業でありますと、年間平均の年休取得日数が大体12.6日、全産業でいきますと11.7日となっております。こちら国が目標値定めておりまして、国は年間14日というところが定められております。

ちなみに区の事務職の平均取得日数は15.6日となっております。これもちょっと職種によって違うので、保育士さんなんかというのは、もうちょっと少ない数字になってございます。

教員の先生は、先ほどの資料でも御説明しましたとおり、小学校は16.8日、中学校が11.35日となっておりますので、年次有給休暇につきましては、中学校が民間企業とほぼ同等、小学校が国の目標値及び区職員を上回っているという状況になってございます。

こうしたことから、在校時間等超過勤務の比較ということでは、教員については、在校時間については民間よりも長くて、年次有給休暇についてはおおむね取得できているという状況かなというふうに分析を今しているという状況でございます。

以上でございます。

木 村 区 長 はい。

浅 野 委 員 資料から副校長先生の在校時間が多いというのは分かりますが、そのほかに特徴などがあれば教えてほしいです。また、数字だけ見ていると副校長先生の負担軽減が求められるところですが、来年度に向けて教育委員会として考えていることはあるのでしょうか。

木 村 区 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 すみません。その他の特徴というところでございます。これはちょっと国の調査結果からということで、全国的な状況というところでございます。こちらにつきましては、まず若い教員の先生の在校時間が長いと

いうところが見てとれるというところ。あとは学級担任をしている先生方も在校時間が長いというふうな形になっています。あとは中学校では当然、分かり切っているというところでもあります。やっぱり部活動の顧問を行っている先生方も在校時間が長いというふうになっているというところが、ちょっとこのほかから見られる特徴かなというところがございます。

また副校長先生の負担軽減につきましては、先ほど御指摘のとおり、教員別で見ても副校長先生が一番、在校時間が長いという結果が出ておりますので、区といたしましては、現在、副校長補佐という、いわゆる会計年度任用職員を配置しているんですけども、これ、まだ全校に配置ができていないというところがございますので、この辺の全校配置ですとか、また1日当たりの勤務時間について、ちょっと増やしていきたいというふうに考えてございまして、今後、予算化、予算要求などを検討していきたいというふうに考えてございます。

また、学校のほうからは、校長会等を通じまして、いわゆる私費会計ですね。給食費ですとか教材費の管理ですとか、学校施設の貸出しの、いわゆる体育館の貸出しについての事務を副校長先生が主に担っているというところがございますので、こちらにつきましては負担軽減策を検討しています。ちょっとまだ具体的なところは出ておりませんが、学校施設貸し出しについては、他区の状況を調査したり、学校へのアンケート、どういうところが負担になっているのかというところを今アンケートを取ってございますので、こういったところを何とかできないかなというふうに今、検討をしているというところがございます。

以上でございます。

浅野委員 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

木村区長 どうぞ、浅野委員。

浅野委員 副校長先生は本当に大変そうなので、なお一層の取組の強化をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

木村区長 ありがとうございます。  
ほかにいかがですか。鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 報道によりますと文科省の来年度の予算、概算要求、この中にスクール・サポート・スタッフの全校配置、それから副校長支援のスタッフの新設などが盛り込まれるというふうに報道されていますけれども、本区では既に、このスクール・サポート・スタッフと副校長補佐は配置されているんですと思いますけれども、現状はどのような形になっているか

教えてください。

木 村 区 長 庶務課長、どうぞ。

星名庶務課長 委員御指摘の報道については、区としても承知しているというところ  
でございます。文科省の概算要求の具体的な内容は分からないので、ス  
クールサポートスタッフと名前が同じだけなのか、ちょっと制度が違う  
のかと、ちょっと分からないんですけども、今、区では、スクールサポ  
ートスタッフにつきましては全校に配置をしてございます。こちらが年  
間で1,260時間の範囲内で配置という形になってございまして、大  
体、月換算。夏休みとかは配置をしていないという学校がほとんどで  
ございますので、おおむね大体、月16日程度の方が1人入っているとい  
うような計算になります。

また、副校長補佐につきましては今年度、小学校で36校、中学校に  
3校で配置してございます。こちらは先ほどのところで、浅野委員のと  
ころからもありましたけど、こちら月16日で1日5時間というところ  
でございます。なので、こちらについては、ちょっと全校配置がまだで  
きていないというような状況でございます。

以上でございます。

木 村 区 長 鈴木委員どうぞ。

鈴木委員 まず、そうすると、今の副校長補佐は、これから予算化して来年度増  
やしていくというお考えがあるのか、1つお聞きします。

それから、スクールサポートスタッフですね。これ学校の負担軽減に  
資すると思いますけれども、学校自身の評価というのはどうなのか。そ  
れから、こういった人的支援拡充するに当たって、課題があれば教えて  
いただきたいと思います。

木 村 区 長 庶務課長。

星名庶務課長 まず人的支援の拡充につきましては、先ほどの文科省、国の概算要求  
の中で、ちょっと国補助とも見ながらなんですけれども、副校長補佐に  
ついては拡充をしていきたいなというふうに考えてございます。

スクールサポートスタッフについては、基本的には現状、全校に配置  
をされてございますので、ちょっとこの辺については今のところ、予算  
要求で増というところは考えてございませませんが、引き続き現状のスク  
ールサポートスタッフのものについては要求していきたいなと思っ  
てございます。またこれは国のお金が見えてきてから、もうちょっと検討を進  
める必要があるのかなと考えてございます。

それと、学校の評価なんですけれども、働き方改革の中でアンケートを取ってございまして、スクールサポートスタッフについては働き方改革に資すると考えている学校が小学校は46校中45校、中学校は23校中21校というところでございますので、学校からもありがたいというようなお話は伺っているというところでございます。

課題もございまして、スクールサポートスタッフも、副校長補佐も、いわゆる会計年度任用職員という形での配置となつてございますので、やはり優秀な人材の確保が必要。全校配置となると、それなりの数が必要になりますので、こういったところが大きな課題になろうかなというところ。

それと、学校への人的支援が、国や都の補助金の関係から、例えばスタッフごとに、できるものが細分化されている。スクールサポートスタッフはこういう仕事です、副校長補佐はこういう仕事ですみたいな形になっているので、なかなか1人の方が全般的に何か支援ができるかというところ、やっぱり何かそこが若干微妙で難しいというところがございますので、ちょっとこの辺、国の補助というところに関しては、やや使い勝手が悪い点があるのかなというところがございますので、各校で、うまく使っているところの例なんかを紹介しながら、有効な活用については検討していく必要があるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

木 村 区 長 鈴木委員どうぞ。

鈴 木 委 員 今の働き方改革に、いろいろ今のグラフを見ますと、やはりこの人的支援というのが必要なんだなと、足りないんだなというふうに思います。それで、スクールサポートスタッフ、まあまあ今のところ順調に聞いていますが、私見た感じでは、副校長がやっぱり大変なんじゃないかと。残業時間も長いしと。

国の補助の話、ちょっとお話にございましたけど、国の補助があってもなくても本区は何とか副校長補佐を予算拡充するというのを期待しております。

以上です。

木 村 区 長 ありがとうございます。  
ほかにいかがですか。本田委員。

本 田 委 員 少しまた話が変わりますが、8月に中教審の特別部会が緊急提言を文部科学大臣に提出したということでした。その内容で、年間の授業時数が国の標準を大幅に上回る1,086こま以上の学校が36%あるということで、来年度から見直すとのことでした。現在、江東区としての現

状はどうなっているのか教えていただきたいのと、もし同じように上回っているということであればその理由と、今後はどのようになさる御予定なのか教えていただければと思います。

木 村 区 長 指導室長、どうぞ。

飯 塚 指 導 室 長 国が言った国の標準を大幅に上回る1,086時間ということですが、本区においては1,086こま以上の学校はございません。というのは、今年度の教育課程の届出で、いわゆる余剰時間、標準時間から差し引いた上回る時間を18時間程度にするということで、全ての学校を、そういうふうに指導して作成しております。ですから、小学校の高学年から中学校にかけては、年間で1,015時間が標準時間なんですけども、それを約18時間上回る、最低でも1,033時間ぐらいに抑えている状況でございます。

木 村 区 長 どうでしょうか。はい。

本 田 委 員 ありがとうございます。この緊急提言の中では、そのほか学校行事等の見直しによる時間短縮の必要性というところも挙げられていましたが、こちらのほうの取組についてはどうなっているか、教えてください。

木 村 区 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 学校行事の見直しにつきましては、コロナ禍を契機にいたしまして、子どもたちに真に必要なものは何かを改めて考える機会としたということで、形式的で不要なものは見直すように校園長会などで、まず周知をしているというところが1点。

また、教育委員会といたしましては、各学校の周年記念式典ですとか、卒業式における来賓の挨拶ですとか来賓の紹介、こちらの簡略化などを行っているというところでございます。

また、直接、すみません、簡略化とは関係ないんですけども、小学校の卒業式の日程につきましては、今まで2日間にわたってやっていたんですけども、こちらを本来の教育的意義に立ち返りまして、今年度から全小学校、同日に挙行するというようなことなど、見直しにつきましては着実に進めているというところでございます。

以上でございます。

木 村 区 長 本田委員どうぞ。

本 田 委 員 加えて、文科省の概算要求の中で、小学校高学年の教科担任制につい

て実施の前倒しというのが挙げられていたと思いますが、江東区の現状はいかがでしょうか。そして、それが教職員の皆さんの負担の軽減に値するのかどうか教えてください。

木 村 区 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 実際の小学校高学年の教科担任制ですけれども、都のモデル事業がありまして、現在、東陽小学校で、中学校の理科の教員を小学校に配置して、教科担任で行っております。このことによる成果ということでは、教員が担当するその教科が1つに絞られることによって、教材研究の時間が短縮になるというふうなところもあります。また担任をしていると、その時間も持つわけですけども、その持ち時間の短縮とか、そういった負担減につながっております。

ほかの学校につきましても、高学年で担任の加配の教諭はいないんですけども、それぞれ教科を分担して、教科担任制を一部取り入れている学校がございます。

以上です。

木 村 区 長 どうぞ。

本 田 委 員 いろいろありがとうございました。学校行事の見直しは学校の意識改革という点でも必要ですが、教育委員会としての考え方の整理も必要と考えます。働き方改革検討委員会でも、ぜひ今後も話題として取り上げていただければと思います。

以上です。

木 村 区 長 ありがとうございます。  
どうでしょうか。安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。働き方改革の先ほどの説明で、在校時間についてのデータをお示しいただきました。これは平日のものだと思うんですが、中学校は休日の部活動があり、これが負担だということだと思います。休日のデータというのは区ではお持ちであれば教えていただきたいなところがあります。また、先ほどの説明の中で、部活動ガイドラインの中で部活動休養日を定めているということですが、こちらについて具体的にどのような決まりで進めていらっしゃるのか教えていただければと思います。

木 村 区 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 休日の活動についてのデータについてですが、各学校から毎月、各部の活動の実績報告書を提出していただいております。休日の実施の有無については、各学校、各部、月によって様々です。準備や片づけなどを含めて4時間以内です。

部活動の休養日については、部活ごとに平日1日以上、土日1日以上、計週2日以上、休養日を設定するように定めています。また、各学校で土日の完全休養日を月1回以上設定し、校内の全部活動が統一した休養日としています。

また、大会などで休養日が実施できない部活については、必ず大会などの直後に休養日を設定するようにしております。

木 村 区 長 庶務課長。

星名庶務課長 補足でございます。部活動の形については、各学校で教育支援課のほうに上げているというところがございます。教員のシステムでの把握というのがなかなか難しいところ。例えば大会で来校しない場合ですとか、そういうところまで正確に把握はできていないというところがございます。

ちなみに国の調査では、在校時間の平均につきましては大体、土日で1時間から2時間程度、そのうちに部活動指導にかかる時間が1時間30分程度というのが、国のデータでございますが、こういった数字でございます。

以上でございます。

木 村 区 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。部活動については、こどもの達成感や自己肯定感を高める場であったり、主体性や協調性を育てる場であったり、教育的意義は高いものというふうに考えています。ただ、それが教員の皆さんの負担によって成り立っている構図は是正すべきだというふうにも考えていますので、そのためにも部活動の地域移行を今後進めていくことになるのかなと思うんですけども、現在の区の進行状況と今後の予定、課題などがあれば教えていただければと思います。

木 村 区 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 休日部活動の地域移行に向けて、今年度は試行的な取組として、運動部活動は健康スポーツ公社、文化部の活動については文化コミュニティ財団が持つ施設や人的な資源を活用して実施しています。プログラムはバスケットボールやバドミントン、それから吹奏楽などを実施している



ところですけど、こどもたちからは、ほかの学校の生徒と一緒にできて楽しかったですとか、いつもと違う練習がプロから学べて新鮮だったという高い評価を得ております。それから、学校によっては、学校から協力をいただいて、その特定の種目を試行実施がある日については、学校で教員がその部活動を行わないで、こどもだけが試行実施の活動に参加するということを実施しました。

課題としましては、現在行っている試行実施がイベント形式で単発であったため、年間を通じて継続的に活動できる方法を探る必要があります。ほかにも教員の兼職・兼業など多岐にわたりますので、国や都の動向を見ながら検討してまいります。

木 村 区 長      ありがとうございます。安部委員。

安 部 委 員      ありがとうございます。部活動の地域移行については、教員や生徒のみならず、保護者・地域の理解も必要となり、一足飛びには進まないと思います。地域移行の取組をできるだけ進めていく必要があるんだというふうに考えております。

ただし、部活動をやりたい、指導したいという先生も一方ではいるはずなので、そういう先生方の何か妨げにならないように何とかうまくやっていただきたいという気持ちもあります。そして、こどもたちのほうでも、もうどんどんやりたいという子も、きっといるはずなんですよね。

その辺をうまくバランスを取るの難しいとは思いますが、何とか協力して一緒に進めていければと思っていますので、どうかよろしくお願いします。

木 村 区 長      ほか、いかがですか。鈴木委員。

鈴 木 委 員      ちょっと2点、お聞きしたいと思います。

1点は、週当たり在校時間が60時間を超える教員の割合をゼロにするというプランの目標が出ておりましたけど、そもそもなぜ60時間というふうに設定したのか、これを教えていただきたいと思います。

2点目は、残業の超過勤務手当なんですけれども、これ今、教職員が4%の額で出ているというふうに聞いておりますが、そもそもこれ、給与の特例の条例で大分前に、昔に決まったと思うんですけども、その本質ですね。なぜ教員が4%、残業出さないで4%を加算すると、一律にするんだということになったのか、それを教えていただきたいのと、それから現状で、この4%というのは、平均すると何時間分で幾らなのかというのをお聞きしたいと思います。

木 村 区 長      庶務課長。

星名庶務課長 働き方改革の60時間というところでございますが、基本的には45時間以内に収めたいというところがまず1つあるんですけども、平成29年の調査では、それをはるかに上回るという状況でございまして、一定程度の基準を設けてというところでございまして、これは東京都のほうも同じく60時間という形で設定してございますので、区の目標も、都とずれるのもおかしな話というところもありますので、基本的には東京都に準じて60時間としているところでございます。

教員の方の、いわゆる給特法というところでございますが、これは当時のところございまして、いわゆる学校の教員の先生の勤務時間というのは、なかなか正確に管理するところも難しいというところ。それこそ部活動であるとか、子どもたちへの指導ですとか、支援ですとか、そういったところを超過勤務として計算するのが難しいというところで、当時、調査をしまして、大体何時間分ぐらい残業をしているのかというところを出した結果が4%というふうになったと聞いてございます。

ちなみにですけども、この4%分の教職調整額が超勤としてはどれぐらいの時間に該当するかというところなんですけども、当時の資料を見ますと大体8時間程度というところの金額になっているというところでございます。給料の4%になりますので、額については、ちょっと人それぞれというところでございますが、時間としては大体8時間分ぐらいの超勤になっているというところでございます。

今、国のほうで、この教職調整額について増加とかというようなお話も出ているというところでございますので、この辺につきましては国の法律で決められているというところでございますので、ちょっとこちらの動向については引き続き区としても注視をしていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

鈴木委員 ありがとうございます。

木村区長 大丈夫ですか。  
ほかにいかがでしょうか。

じゃ、ちょっといいですか。さっきの資料1のほうにもつながる話なので、そちらと一緒に伺いたいんですが、資料1のほうの7ページにテーマ1「学び・育ち」とあって、全国学力調査、小学校、中学校とありますけど、この対象教科を教えてください。

指導室長。

飯塚指導室長 基本的には国語と算数・数学、この2教科でございます。年度によっては理科が入ってきたりとか、英語が入ってきたりとか、そこら辺は毎

年入るわけではないんですけど、3年か4年に一度ほかの教科が入ってくる、そういう状況でございます。

以上です。

木 村 区 長      では小学校は国語と算数で、中学校は、国語と数学、あるいは英語がたまに入ることもあるみたいな、そういう感じですか。

どうぞ。

飯 塚 指 導 室 長      そうですね。指標については追加になる教科は入れずに、この指標については国語と算数・数学、その2教科で計算した数字でございます。

以上です。

木 村 区 長      分かりました。何が言いたかったかという、これ全国学力調査で、本区の場合、小学校は一般を、平均を、これ都を100とした場合ですか。全国の中で、とにかく小学校のほうは100を上回っていると。中学のほうは100そこそこであるということは、要は、中学受験するような層というのが、塾の力である程度学力が上がっていると。その人たちが抜けた後のその学力が100というふうな理解でよろしいですかね。

何が言いたいかという、この、私は学校の先生の負担軽減ですごく大事だと思っていて、選挙の公約のときにも、スクールサポーターという言葉は使わなかったんですが、昔の用務員さんみたいな、いろんな教員の負担を軽減できるような、そういうシステム構築というのを掲げて、今回、文科省が背中を押してくれたと思ってるんですけども、そういった雑務をしないで済むことで、先生方の自己研さんに励む、より効果的な学習の指導の仕方とかを学べるような機会を持っていかないと、中学に入ったら、もう小学校のときの基礎学力で既に置いていかれていたり、つまづいていたりすると、中学でよりよい教育をしようと思っても、やはりまた遡ってやっていけなくちゃいけないと。小学校のときの国語力と算数、特に国語力というのは、今の人って字は読めても読解できていない、文脈を理解しないで、SNSなんかで特にそうなんですけど、そういう意味で、私は教員の負担軽減というのは本当の意味で、先ほど鈴木委員が、国がどうであれ区はちゃんとそれをやれということをおっしゃっていましたが、まさにそれこそが、その小学校の時点でつまづいてしまって、その後の人生全て、基礎学力がないばかりに損をするようなことのないような、そういった教育をしていただきたいと切に思うわけでございます。

意見です。以上です。

このところで教育長に最後まとめていただきたいのですが、いかがでしょうか。

本多教育長      ありがとうございます。働き方改革って言葉、言われて久しいところあるんですけど、これ大切なのは、結果として、教員の時間的な余裕と精神的な余裕をしっかりとつくって、先生方が子どもたちと向き合う時間ができて、子どもたちのためになることが大事なんですね。どうも業務のところだったり、大変だ大変だという言葉がすごくクローズアップされているんですけども、大切なのはそこだということを僕はしっかり見ていかなきゃいけないなと思っています。

本区においては、先ほど来、報告があったように、業務を減らすこと、それから人的支援を充実させることって取り組んではきているんですけども、やはりそのところをしっかりと、さらに進めていかなきゃいけないかなと思っています。

先ほど区長から学力向上の話もありましたけど、本区の場合は、働き方改革がそもそもの手段ではなかったんですけど、子どもたちのためにということで小1支援員という制度があって、これは他区にない制度で、小1に入った子たちをしっかりとサポートしようということで、各クラスに人が1人ずつついていると。

それから、スタンダードやっていますけども、スタンダード定着させるために、各教科に、教員免許を持ったスタンダード強化講師という、そもそも今まで先生やっていた人たちが入っていたりとかという部分では、僕は他区にない、うちの人的支援の充実した取組だと思っています。これは学力向上にも資していますし、子どもたちの健全な育成についても資する。ただ、さらに教員の負担軽減にもつながっているという部分では、僕はこれ効果的に進めているなというふうに思っています。

先ほどちょっと区長からあった学力の件ですけど、これ数字が都を100としてと書いてあるので分かりづらいところはあるんですけど、東京都の学力調査って、全国よりはかなり高いんですね。それをさらに、うちは上回っているんで、その時点で、高くなっているということは御理解いただきたいと思っています。

ただ、区長おっしゃられたように、一人一人を丁寧に大切にみていくことと、小学校段階で確実に学力を上げてあげることというのは大事なので、先ほどのスタンダード強化講師をつけて、うちの区は、東京都全体で例えば2学級3展開で算数をやっているところを2学級4展開にしたりとか、5展開にしたりとか、そういった工夫をして、かなり丁寧にやっているんで、そういった部分で小学校の学力向上に資していると思っています。

結果として、小学校で学力が上がったことで、じゃあ私立も受けてみようかって思っている子もいるんだろうと思うんですね。僕は、それはそれで選択肢なので、いいかなと思っています。ただ、中学校でも同じようにしっかり上げていくことが必要で、取組をしていくというのは、この一つの指標です。

さらに、働き方改革について言うと、Challenge Wednesdayというのが本区独自にやっている取組で、これによって各学校の学校滞在時間は減少してきているのは事実ですし、先ほど区長も研修の時間とか研さんする時間で言ってくれましたけど、研さんする時間もこれでキープしているので、そういった部分では、かなり効果を上げているかなというふうに思っています。

先ほど本田委員が8月の中教審の特別部会の緊急提言の話されたんですけど、僕は非常にこれ残念だったのは、国は、もっと一步突っ込んで、学習指導要領改訂して指導時数を減らすとか、内容を減らしますということが僕は本当は大事だと思うんですけど、それを言わずして、たくさんやっている学校をけしからんと言ったということ自体が、これちょっとおかしいだろうと僕は思いました。当然、本区は先に手を打っているんで、そんなに時数をかけているところはないのであれですけども、ちょっと違うんじゃないかなって僕は思っています。

話、元に戻すと、今、働き方改革という言葉は僕はあまり好きじゃなくて、先生方には生き方改革で考えようというふうに言っています。仕事のところが働き方改革という、何か嫌なイメージってあるんですけど、人間には与えられた時間、みんな同じにあって、例えば趣味に生かす時間とか、それとか家庭を大事にする時間とか、そうやって考えていったときに、そこを大事にしていくと、残された時間しか仕事はできないんですよね。そういった見方を先生方にしましょうねと僕は言っています。

そうすることが、今言われているウエルビーイングというところにもつながっていきますので、やはり働き方改革で仕事を減らすということは当然しなきゃいけないことではあるんですけども、先生方に考え方を少し変えていながらやっていきましょうねって話をしています。

僕は将来的に、江東区の子どもたちが学校の先生たちの働いている姿を見て、先生っていいよねって思ってもらって、先生になりたいなって思う子を増やしたいと思っていて、さらに、江東区で働きたいよね、江東区の先生になりたいよねって思う子を増やしたいと思っているので、そういったところで、ちょっと広い視野にはなるんですけど、働き方改革は確実に進めることで、子どもたちのためにもなる、先生たちのためにもなるということをお願いしていきたいというふうに思っています。

なかなか遅々と進まないところもあるんですけど、やっぱり大胆な改革が必要だと思っていますし、区長も公約に入れていただいている人的支援の充実というところも、さらに考えながら、しっかり前に進めていきたいなというふうに思っております。

ありがとうございます。

木 村 区 長      ありがとうございます。先ほどの教育長の働き方改革という言葉では

なく、まず教員のウェルビーイングであるというのは、何か非常に心に深く受け止めました。ともすれば教員や、例えば警察官とか、教員とか、聖職というか、自己犠牲、奉仕があって当たり前のようなふうに言われておりましたけれども、やはり人生は充実してこそ、いい教育をきちんと子どもたちに指導できるという点で、非常にそのとおりだと思いましたし、委員の皆様にも共有しますが、実は9月1日に永岡文部科学大臣のところちょっと伺いまして、いろいろとお話をしてきた中で、江東区の取組についても御説明したら、それを聞いていた文科省の職員の皆さんも非常に評価してくださったということも、ぜひ情報共有をしたいと思います。

それでは、以上で本日の予定していた案件は終了でございますが、事務局から何かありますか。

次長。

杉村教育委員会事務局次長 今年度の総合教育会議は2回の開催を予定してございます。次回の開催は来年1月頃を予定してございますが、緊急的に御議論いただく事項が生じたときは別途調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

木 村 区 長 お疲れさまでございました。  
では、以上をもちまして第1回江東区総合教育会議を閉会いたします。

— 了 —